

鳥取県立美術館整備の検討状況について

平成 31 年 3 月 14 日
博 物 館

1 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）

- (1) 日 時 平成 31 年 2 月 12 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
 (2) 場 所 県立博物館 会議室
 (3) 委 員

氏 名	役 職 等
林田 英樹	日本工芸会理事長、元文化庁長官、基本構想検討委員会会長、アドバイザー委員会座長
衣笠 幸雄	TBS テレビ社長室顧問、前 TBS サービス社長、基本構想検討委員会委員
山梨 俊夫	国立国際美術館館長、前神奈川県立近代美術館館長
佐治 ゆかり	郡山市立美術館館長、美術館連絡協議会理事
光多 長温	都市化研究公室理事長、元鳥取大学地域学部教授
堀越 英嗣	芝浦工業大学建築学部長、(株)堀越英嗣 ARCHITECT 5 代表、元鳥取環境大学教授
遠藤 由美子	公立鳥取環境大学副学長、環境学部教授（建築専門）
根鈴 智津子	倉吉市教育委員会事務局文化財課長
池上 祥子	鳥取県地域振興部文化振興監兼文化政策課長

(4) 主な協議内容

(*民間事業者の当該事業に関する法人情報を扱う内容であったため非公開で開催)

①報告事項：マーケットサウンディングの結果等について

昨年 12 月から本年 1 月にかけて実施したマーケットサウンディングでの民間事業者からの意見及び PFI 法第 5 条に定める「特定事業の実施に関する方針（実施方針）」案について報告を行った。

(マーケットサウンディングでの主な意見項目)

- ・事業者選定過程における公開プレゼンの実施時期等について
- ・入館料収入をはじめとした事業者収入の扱いについて
- ・事業者提案の自由度の考え方について 等

《委員からの主な意見》

- ・公立美術館で全国発の新設 PFI 事業でもあるため、総じて慎重に捉えた意見である印象。今後の事業者対話のプロセスでは、より良い提案を引き出しせるよう工夫をしてほしい。
- ・過去には文化施設を PFI 事業で実施すべきでないという意見もあったが、本事業が新しい美術館 PFI 事業のモデルとなり上手くいけば今後全国に普及する可能性もあり得るため民間事業者の関心が高いと思われる。
- ・民間事業者業務と位置付けている一部の企画展（ポップカルチャー展）は、民間事業者側の継続性（SPC 職員の交替など）の担保への懸念がある。県学芸員がしっかりと取り組むべきであり美術館に知見・ノウハウが残る。ポップカルチャーが担当できる若年層の学芸員を育てることも考えるべきでは。
- ・まんが王国や民藝など鳥取には豊かな文化的資源がある印象で、こうした分野について、学芸員が「先進的なポップカルチャー」と「人々を支えてきたサブカルチャー」等の展開に積極的に関与してほしい。学芸員の継続性を持った取組ができれば美術館の大きな特徴と成り得る。

②協議事項：落札者決定基準（案）について

民間事業者提案についての落札者決定基準案について協議を行った。また、先の県有施設・資産有効活用戦略会議で決定した「鳥取県 PPP/PFI 手法導入にかかる県内事業者参画に向けた配慮方針」を踏まえた評価基準とすることを説明した。

《評価項目案》

大項目	中項目
事業全般に関する事項	本事業における基本方針、実施体制、事業戦略、地域経済・社会への貢献
経営管理に関する事項	経営管理、事業収支計画、リスク想定及び対策と事業継続性の担保、モニタリング
設計・建設業務に関する事項	全体計画・取組方針、施設デザイン、諸室計画、獨創性、ユニバーサルデザイン、環境性、経済性、建設業務における提案
維持管理業務に関する事項	建築物の機能・性能保持、作品環境の保全、利用者の快適性、防災・防犯
運營業務に関する事項	運営体制、開館準備、展示・施設運営、広報・集客
附帯事業に関する事項	レストラン・カフェに係る運営計画、ミュージアムショップに係る運営計画
特筆すべき提案に関する事項	自主事業に関する提案、民間提案事業に関する提案、提案全般に対する魅力

2 今後の対応

- ・ PFI 法第 5 条に定める「特定事業の実施に関する方針（実施方針）」について、3 月中を目途に公表するとともに民間事業者向けの説明会を開催する。
- ・ 31 年度に予定している入札公告を行うまでに、当該審査会を数次にわたり開催し、落札者決定基準（評価項目及び配点等）を決定する。

（参考）今後のスケジュール（想定）

2019 年 3 月	実施方針の公表
2019 年後半	特定事業の選定、債務負担（議会議決）、入札公告
2020 年前半	事業者決定、本契約（議会議決）
2020 年～2021 年	P F I 民間事業者による基本設計・実施設計
2021 年～2024 年	P F I 民間事業者による建設工事（乾燥期間を含む。）
2024 年度	開館

3 資料

- ・ 鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針（案）の概要

鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業実施方針（案）の概要

I. 特定事業の選定に関する事項

- 1 施設概要 延床面積 9,910 m²（基本計画公表時）
- 2 事業方式 BTO方式
- 3 事業期間 事業契約締結日から2040年3月31日
（設計・建設期間＋維持運営期間15年）
- 4 事業の範囲 施設整備業務（設計、建設、工事監理）
開館準備業務（事前広報、収蔵品等移転）
維持管理業務（建築設備等保守管理、清掃、警備）
運営業務（広報・集客、ポップカルチャー企画展、利用者案内等）
附帯業務（ミュージアムショップ、飲食施設）
任意事業
- 5 事業者の収入 ・県からのサービス対価（指定管理者への指定を想定）
・入館料、展示室等使用料
・ミュージアムショップ、飲食施設の事業収入
・任意事業等の実施に伴う収入

II. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

- 1 事業用地 倉吉市駄経寺町2-3-4外
- 2 所有者 倉吉市（建設工事着工時までに県有地となる予定）
- 3 敷地面積 約20,000 m²

III. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

- 1 募集及び選定方法 総合評価一般競争入札方式（WTO政府調達協定対象）
- 2 審査会の設置 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会
- 3 事業者選定の手順等 審査員の審査前に県民参加型公開プレゼンテーションを実施
- 4 入札参加資格要件 （WTO案件）県内企業参画を念頭に入れた資格要件を検討
- 5 特別目的会社の設立 本店の県内設置を義務付け等

IV. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

- 1 リスク分担
基本は事業者がリスクを負担する仕組みを想定。
※施設利用者数の変動による収入の増減に関するリスクについて更なる対話・検討が必要。
- 2 業務品質の確保
・事業者によるセルフモニタリングの実施
・県によるモニタリングの実施及び結果に対する措置

V. 事業契約又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

- ・県と事業者は誠意を持って協議する旨、紛争処理機関等

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- ・事業契約で定める事由に応じて県及び事業者の責任で必要な措置を行う

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- ・株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資制度の対象事業であること

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な対応

- ・応募等に関する費用負担、情報提供等